

発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

## 〔国会事項〕

## 〔人事異動〕

内閣 法務省 財務省

## 〔叙位・叙勲〕

## 〔官房事項〕

## 〔皇室事項〕

## 〔官房報告〕

## 〔財政〕

## 〔訓令〕

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

○環境省令第十五号  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十二条第六項、第十二条の五第五項及び第九項並びに第二十四条並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の二第四号への規定に基づき、並びに同法を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のようく定める。

令和七年四月二十二日  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境大臣 浅尾慶一郎

## 目次

## 〔省令〕

## 〔環境〕

## 〔訓令〕

## 日本放送協会令和七年度収支予算について（総務省）

- 主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令（出入国在留管理庁一四）

## 〔その他告示〕

## 日本に帰化を許可する件（同八）

- ステーデン共和国における小麦バリューチェーン強化計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件

## 〔外務〕

- 高速自動車国道に関する件  
(国土交通三三五)
- 水先人に免許を与えた件（同三三六）
- 道路に関する件  
(近畿地方整備局六五)
- 道路に関する件  
(九州地方整備局七九)

## 裁判所

## 諸事項

## 〔公告〕

第六条の四の二 令第六条の二第四号へ（令第六条の十二第四号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一、五（略）  
六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

イ、ホ（略）  
六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報  
イ、ホ（新規）

〔委託契約書に含まれるべき事項〕  
六 委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第五項に規定する第一種指定化学物質（同法第五条第一項の規定により定めたもの）  
六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報  
イ、ホ（新規）

六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報  
イ、ホ（新規）

## 省令

## 〔国会事項〕

- 相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
- 特殊法人等
- 国土交通省共済組合定款の一部変更
- 関係
- 会社その他

まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合

ト  
七〇九 (略)

(処分受託者の情報処理センターへの再生に係る報告)

**第八条の三十四の三の二** 処分受託者は、法

第十二条の五第三項の規定による報告(産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における同条第一項及び第二項の規定による登録並びに同条第三項及び第四項の規定による報告の内容(第八条の三十四の三の二各号に掲げる事項を除く)並びに次に掲げる事項を記載した文書又はこれら的事項を電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう)をもつて調製するファイルに記録したもの)を当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するこ

ヘ  
七〇九 (略)  
(新規)

について最終処分が終了するまで又は再生を行うままでのすべての処分について、各処

分ごとに、情報処理センターに次に掲げる事項を報告しなければならない。

一 処分を行つた者の氏名又は名称及び許可番号

二 処分を行つた事業場の名称及び所在地

三 処分方法

四 処分方法ごとの処分量(当該処分量を的確に算出できると認められる方法により算出されると認められる方法により算出されり算出される処分量を含む。)

五 処分後の産業廃棄物又は再生された物の種類及び数量(当該数量を的確に算出

できると認められる方法により算出されると認められる方法により算出される数量を含む。)

(情報処理センターの電子情報処理組織使用者又は電子情報処理組織使用事業者用義務者又は電子情報処理組織使用事業者への通知)

**第八条の三十四の四** 情報処理センターは、法第十二条の五第五項に規定する場合において、当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分であるときは、最終処分が終了した旨、当該最終処分を行つた場所の所在地、当該最終処分が終了した年月日、当該報告に係る登録番号及び前条各号に掲げる事項を通知するものとする。

(情報処理センターによる報告)

**第八条の三十六** 法第十二条の五第九項の規定による都道府県知事に対する報告は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における同条第一項及び第二項の規定による登録並びに同条第三項の規定による報告の内容(第八条の三

四項の規定による報告の内容(第八条の三十四の三の二各号に掲げる事項を除く)並びに次に掲げる事項を記載した文書又はこれら的事項を電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう)をもつて調製するファイルに記録したもの)を当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するこ

とににより行うものとする。

一〇四 (略)

**附 則**  
(施行期日)  
**第一条** この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第八条の四の二の改正規定 令和八年一月一日

二 第八条の三十四の三の二、第八条の三十四の四及び第八条の三十六の改正規定 令和九年四月一日

(委託契約に含まれるべき事項に関する経過措置)  
**第一条** この省令の施行の際現に締結されている廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条の二第四号に掲げる委託契約に対するこの省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条の四の二の規定の適用については、当該契約の更新までの間は、なお従前の例による。

**第八条の三十四の四** 情報処理センターは、法第十二条の五第五項に規定する場合において、当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分であるときは、最終処分が終了した旨、当該最終処分を行つた場所の所在地、当該最終処分が終了した年月日及び当該報告に係る登録番号及び前条各号に掲げる事項を通知するものとする。

(情報処理センターによる報告)

**第八条の三十六** 法第十二条の五第九項の規定による都道府県知事に対する報告は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における同条第一項及び第二項の規定による登録並びに同条第三項の規定による報告の内容並びに次に掲げる事項を記載した文書又はこれら的事項を電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう)をもつて調製するファイルに記録したもの)を当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するこ

とににより行うものとする。

一〇四 (略)

**附 則**  
(手数料の納付方法)  
**第十九条** 法第二十四条の規定による手数料は、申請書にその申請に係る手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて、納付しなければならない。

一〇四 (略)

**附 則**  
(手数料の納付方法)  
**第十九条** 法第二十四条の二の規定による手数料は、申請書にその申請に係る手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて、納付しなければならない。

一〇四 (略)

## 訓 令

○出入国在留管理局訓令第14号

訓 令

(情報処理センターの電子情報処理組織使用者又は電子情報処理組織使用事業者への通知)  
主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和7年4月22日

(公印省略)

地方出入国在留管理局長  
地方出入国在留管理局支局長  
地方出入国在留管理局出張所長  
地方出入国在留管理局支局出張所長  
丸山 秀治

主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令（平成31年出入国在留管理局訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
別表	別表
〔略〕	〔東京出入国在留管理局横浜支局首席審査官（審判担当）〕
〔同左〕	〔東京出入国在留管理局横浜支局首席審査官（審判担当）〕
〔同左〕	〔名古屋出入国在留管理局中部空港支局首席審査官（審判担当）〕
〔同左〕	〔名古屋出入国在留管理局中部空港支局首席審査官（審判担当）〕
〔同左〕	〔大阪出入国在留管理局首席審査官（審判担当）〕
〔略〕	〔判担当〕
〔同左〕	〔同左〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則  
この訓令は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

## N E W S

○外務省告示第四百三十九号  
令和七年二月二十日にローマや、スーーダン共和国における小麦バリューチェーン強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 小麦バリューチェーン強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 九億五千百万円

3 贈与の供与期限 令和八年二月二十八日まで

4 署名者 日 本 側 鈴木哲在ローマ国際機関日本政府代表部大使

世界食糧計画側 ラニア・ダガシユ＝カマラ パートナーシップ及びイノベーション担当事務局長

令和七年四月二十二日

○国土交通省告示第4百39号  
次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。  
その関係図面は、令和七年四月二十二日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十二日

路線名 供用開始の区間 国土交通大臣 中野 洋昌  
九州縦貫自動車道 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山字中ノ屋敷一二五九番一まで 供用開始の期日  
宮崎線 同県鞍手郡鞍手町大字中山字中ノ屋敷一二五九番一まで

○国土交通省告示第4百39号  
水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月二十二日

免許番号 氏名 本籍の都道府県名 免許年月日 水先区の名称

第一〇〇一五四号 北川 陸 埼玉県 東京湾水先区  
第一〇〇一五五号 藤井 商藏 兵庫県 大阪湾水先区

○近畿地方整備局告示第六十五号  
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和七年四月二十二日 近畿地方整備局長 長谷川朋弘

(一) 道路の種類 一般国道  
(二) 路線名 百七十五号及び四百一十七号  
(三) 道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長	備考
一 神戸市西区平野町常本字西山三 小五番九七から同市西区神出町三 東野字廣澤五三番九九まで	D C B A	二五・七 五〇・九 八三・二〇 一〇・九四 六四・四〇	メーテル キロメートル 上記A・B・C及 びDは、関係図面及 び表示する敷地の 区分をいう。	前
	D C B A	二四・一 五〇・八 三八・二〇 一〇・六四 四四・〇		後

(四) 国面縦覧場所 近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所  
○九州地方整備局告示第七十九号  
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。  
その関係図面は、令和七年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和七年四月二十二日 九州地方整備局長 森田 康夫  
路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所  
十 号 霧島市隼人町眞孝字新松山三三〇一一番一から同市隼人町 九州地方整備局及び同局鹿  
世界食糧計画側 ラニア・ダガシユ＝カマラ パートナーシップ及びイノベーション担当事務局長  
補 岩屋 翁  
令和七年四月二十二日







- 5 第1項の規定にかかわらず、事業所など住居以外の場所での受信について、同一敷地内で必要なすべてかつ2件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、第1項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。
- 第3条** 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。
- 第4条** 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うとき、及び想定し得ない業務の発生により、給与又は他の項の支出がやむを得ず予算額に比し増加するときに限り、経営委員会の議決を経て、給与と他の項の間で相互に流用することができる。
- 第5条** 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。
- 2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。
- 第6条** 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。
- 2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。
- 第7条** 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設備の新設、改善に充てることができる。ただし、事業収入の増加額を資本支出に充てることはできない。
- 第8条** 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。
- 第9条** 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を本予算において予定する設備の新設、改善又は事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。
- 第10条** 国際放送（その放送番組の配信を含む。以下、この条において同じ。）及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に関係ある経費の支出に充てることができる。
- 第11条** 業務に関係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係ある経費の支出に充てることができる。
- 別表第1**
- 令和7年度収支予算書
- (一般勘定)  
(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業 収 入		603,494,909
	受 信 料	580,017,091
	交 付 金 収 入	3,735,558
	副 次 収 入	8,079,532

財務 収 入	5,250,728
雑 収 入	4,285,000
特 別 収 入	2,127,000
<b>事 業 支 出</b>	<b>643,496,681</b>
国 内 放 送 費	324,411,091
国 際 放 送 費	20,261,004
国 内 放 送 番 組 等 配 信 費	14,050,917
国 際 放 送 番 組 等 配 信 費	2,957,102
契 約 収 納 費	46,261,818
受 信 対 策 費	641,655
広 報 費	6,669,315
調 査 研 究 費	6,551,001
給 与	111,236,848
退 職 手 当 ・ 厚 生 費	31,338,233
共 通 管 理 費	18,842,947
減 価 償 却 費	55,900,000
財 務 費	3,750
特 別 支 出	1,371,000
予 備 費	3,000,000
<b>事 業 収 支 差 金</b>	<b>△ 40,001,772</b>

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金額
資 本 収 入		90,314,000
	前 期 繰 越 金 受 入 れ	32,817,000
	減 価 償 却 資 金 受 入 れ	55,900,000
	資 産 受 入 れ	1,597,000
資 本 支 出		90,314,000
	建 設 費 資	87,414,000
		2,900,000
資 本 収 支 差 金		—

国内放送番組等配信費のうち、必要的配信費は68億7,829万3千円、受信料財源任意的配信費は4,864万3千円である。必要的配信費のうち、放送番組の配信に係る費用は32億8,766万2千円、番組関連情報の編集及び配信に係る費用は35億9,063万1千円である。

国際放送番組等配信費のうち、必要的配信費は10億8,063万6千円、受信料財源任意的配信費は2億9,541万6千円である。必要的配信費のうち、放送番組の配信に係る費用は2億9,904万2千円、番組関連情報の編集及び配信に係る費用は7億8,159万4千円である。

必要的配信費の整理にあたっては、必要的配信費として特定できるものは直課するとともに、費用の特性に応じて、配信する放送番組の数の比、業務の種類の数の比、コンテンツ制作費比を用いて配賦を行い、費用を整理した。

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,013億6,790万9千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,421億2,568万1千円であり、経常収支差金は、△407億5,777万2千円である。

事業収支差金△400億177万2千円については、放送法第73条の2第2項本文の規定により還元目的積立金の一部をもって補てんする。

なお出資に該当する29億円については、資本収支において、同様に措置する。

(有料インターネット活用業務勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		5,982,942
	放送番組等有料配信収入	5,982,942
事業支出		5,568,828
	放送番組等有料配信費 広報費 給与 退職手当・厚生費 共通管理費 減価償却費	5,175,740 169,792 98,267 23,165 99,874 1,990
事業収支差金		414,114

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金額
資本収入		1,990
	減価償却資金受入れ	1,990
資本支出		1,990
	建設費	1,990
資本収支差金		—

事業収支差金4億1,411万4千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

(受託業務等勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		1,155,219
	受託業務等収入	1,155,219
事業支出		962,268
	受託業務等費	962,268
事業収支差金		192,951

事業収支差金1億9,295万1千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

#### 別表第2 契約種別

(令和7年9月30日まで)

地上契約	地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての受信契約
衛星契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての受信契約

(令和7年10月1日以降)

地上契約	地上系によるテレビジョン放送又は協会の配信の受信についての受信契約
衛星契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送又は協会の配信の受信についての受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての受信契約

#### 別表第3 受信料額(消費税込額)

契約種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,100円	6,309円	12,276円
衛星契約	1,950円	11,186円	21,765円
特別契約	860円	4,934円	9,599円

#### 別表第4 受信料額(沖縄県)(消費税込額)

契約種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	965円	5,539円	10,778円
衛星契約	1,815円	10,416円	20,267円

別表第5 多数契約一括支払における割引額（消費税込額）

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
10件以上	300円	90円

衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約又は特別契約の契約件数が9件である場合は、その衛星契約又は特別契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

なお、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用し、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が7件、8件若しくは9件である場合、又は特別契約の契約件数が8件若しくは9件である場合は、衛星契約又は特別契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。(契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約又は特別契約については、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用する場合の減額後の受信料額を用いる。)

別表第6 支払方法

口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
クレジットカード等継続払	協会の指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行う支払
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会が定期的に送付する払込用紙（電磁的方法により提供される場合を含む）を用いて、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払
その他支払方法	協会の指定する金融機関等を通じて又は協会の指定する場所で行う支払  重度の障害により継続振込による支払が困難な者等、別に定める要件を備えた受信契約者の住所又はその者があらかじめ放送局に申し出た場所で行う支払

別表第7 団体一括支払における割引額（消費税込額）

契約種別	割引額
衛星契約 特別契約	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり 月額 180円

法務省告示配第七号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国において弁護士に相当する資格を取得している者として、外國法事務弁護士となる資格を承認した。

令和七年四月二十一日

氏名 邦 建垂 法務大臣 鈴木 聰祐  
生年月日 千九百六十五年三月二十四日

法務省告示配第六号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ノーコロニー州において弁護士に相当する資格を取得している者として、外國法事務弁護士となる資格を承認した。

令和七年四月二十一日

氏名 矢野 航大 法務大臣 鈴木 聰祐  
生年月日 千九百八十九年十一月六日

法務省告示配第七号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、台湾において弁護士に相当する資格を取得している者として外國法事務弁護士となる資格を承認した。

令和七年四月二十一日

氏名 張 宇樞 法務大臣 鈴木 聰祐  
生年月日 千九百六十八年八月八日

法務省告示配第八号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和七年四月二十一日

氏名 張正耀 法務大臣 鈴木 聰祐  
住所 千葉市花見川区

ブイ・グエン・トゥン・パン 平成5年3月10日生

住所 岡山県新見市

シン・タケイ 昭和23年5月15日生  
住所 大阪市平野区

トラン・ティ・トゥ・ハー 昭和58年1月9日生  
住所 東京都中野区

シャーホフ・スタニスラフ・アレクサンドロ  
ヴィッヂ 昭和61年2月22日生  
住所 岐阜県多治見市

レ・コック・サン 平成5年3月14日生  
住所 群馬県渋川市

ビクラム・ボデル 平成5年9月22日生  
住所 三重県津市

レンチン・オチル・バヤラー 昭和63年6月30日生  
住所 大阪市港区

ゴンゴル・アルタンズル 昭和59年4月27日生  
バヤラー・ナランミシェル 平成28年11月4日生  
住所 仙台市青葉区

朱紹寧 昭和59年8月19日生  
住所 岡山県倉敷市

劉小東 平成元年8月7日生  
住所 ファム・キム・ビン 平成7年2月15日生

住所 東京都世田谷区

ジャメ・アガ・ボゾグ・ティナ 平成7年1月8日生

住所 大阪府吹田市  
林秉萱 平成3年6月5日生  
住所 大阪市天王寺区

蔡志遠 昭和54年5月27日生  
蔡思齊 平成28年12月14日生  
住所 横浜市鶴見区

張正耀 平成8年2月23日生  
住所 愛知県安城市

洪渥仁 昭和60年9月4日生  
住所 東京都町田市

吳嘉儀 昭和63年11月27日生  
住所 東京都江東区

謝其湘 平成6年5月31日生  
住所 大阪市生野区

姜行修 昭和40年10月13日生  
姜光紀 平成15年2月15日生  
住所 東京都台東区

安瑜香 平成元年1月22日生  
住所 東京都葛飾区

金貴大 平成10年3月16日生  
住所 福岡市西区

チャム・コウク・フォン・アンディ 昭和62年11月28日生  
住所 東京都杉並区

廖淑華 昭和45年7月6日生  
住所 千葉県白井市

ユーセフ・アハマド・ボルハン・モスタファ・アハマド 平成5年7月18日生  
住所 東京都多摩市

徐峰 昭和62年5月28日生  
住所 東京都中野区

王博簡 平成6年4月22日生  
住所 東京都新宿区

コラック・アルペレン・ムスタファ 平成3年11月28日生  
住所 名古屋市千種区

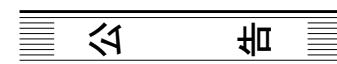
朱斌 昭和47年11月16日生  
住所 静岡県伊豆市

ジャヤスンダラ・ムディヤンセラゲ・ウダヤ・ロシヤン 平成6年1月26日生  
住所 山梨県南巨摩郡身延町

徐昇 昭和32年2月7日生

住所 東京都板橋区  
肖鏡達 昭和62年1月23日生  
住所 京都市上京区  
趙貴子 昭和48年3月17日生  
住所 長野県松本市  
李姫政 昭和46年2月27日生  
李大一 平成15年10月30日生  
住所 神戸市垂水区  
黄義昭 昭和46年8月19日生  
住所 名古屋市名東区  
殷耀晨 昭和37年2月4日生  
住所 東京都国立市  
王玉霞 昭和54年4月24日生  
住所 東京都品川区  
サンドラ・ナミコ・タケハラ・アギラル 昭和55年11月24日生  
住所 東京都渋谷区  
エルメス・ダイゴロウ・ババ 昭和52年4月12日生  
住所 東京都葛飾区  
テツティップアン 昭和62年12月21日生  
住所 東京都足立区  
曲江 平成4年5月7日生  
住所 東京都中央区  
趙哲浩 昭和50年11月24日生  
住所 東京都北区  
スー・テンギ・レッ 平成5年4月27日生  
住所 東京都板橋区  
ニランジャン・カナル 平成元年6月18日生  
ニヤン・カナル 令和2年4月16日生  
ビヤン・カナル 令和4年5月3日生  
住所 千葉県松戸市  
ワトコラグ・カスン・マドシャン 平成元年12月15日生  
住所 東京都町田市  
尚偉 昭和46年6月15日生  
尚安然 平成19年2月28日生  
尚安美 平成21年11月19日生  
住所 東京都杉並区  
ニリサ・ブルザバチ 平成5年4月8日生  
住所 東京都昭島市  
プラウン・ササキ・メアリー・ルリコ 昭和36年4月27日生  
住所 福岡市西区  
王婷 平成元年10月12日生

住所 横浜市戸塚区  
クリストファー・リード・レーン 昭和60年6月10日生  
住所 東京都八王子市  
王馨悦 平成14年12月8日生  
住所 東京都板橋区  
李涵 平成元年11月11日生  
住所 兵庫県尼崎市  
石瀬 昭和51年6月19日生  
住所 神戸市兵庫区  
林琛琨 昭和63年1月4日生  
林創 平成27年12月22日生  
林知世 平成30年7月3日生  
住所 愛知県春日井市  
徐正子 昭和22年1月24日生  
姜欣吾 昭和49年8月21日生  
住所 愛知県西尾市  
曾玲玲 昭和56年5月2日生  
住所 愛知県豊橋市  
アヤ・ディエズ・タケナカ 平成6年4月18日生  
アヤト・タケナカ 令和4年9月28日生  
住所 名古屋市千種区  
アベヤランカラ・ハイラト・ムダリゲ・ミリンダ・ナワンジャナ・バクミデニヤ 平成5年5月12日生  
アベヤランカラ・ハイラト・ムダリゲ・アキ・ナヤナミナ・バクミデニヤ 令和3年2月9日生  
住所 愛知県春日井市  
安彰柱 昭和61年9月28日生  
住所 愛知県春日井市  
李順子 昭和48年12月14日生  
南李佳 平成11年3月7日生  
南沙良 平成14年10月30日生



### 相続財産

#### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出してください。

**令和7年(家)第31号**  
三重県津市桜橋3丁目399番地  
申立人 三重県信用保証協会  
本籍三重県四日市市朝明町1925番地、最後の住所三重県四日市市朝明町1925番地、死亡の場所三重県四日市市、死亡年月日令和5年12月12日、出生の場所三重県三重郡下野村、出生年月日昭和25年1月24日、職業不明  
被相続人 亡 市川 義親  
事務所三重県四日市市鵜の森1丁目3番23号四日市中央通りビル703号 北勢綜合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 石川 友裕  
催告期間満了日 令和7年11月14日  
津家庭裁判所四日市支部  
**令和7年(家)第2017号**  
滋賀県甲賀市水口町城東3番10—5号  
申立人 藤井 陽子  
本籍滋賀県栗東市安養寺5丁目765番地、最後の住所滋賀県栗東市安養寺5丁目5番C4—2号、死亡の場所滋賀県甲賀市、死亡年月日令和7年1月15日、出生の場所滋賀県栗太郡治田村、出生年月日昭和8年6月20日、職業無職  
被相続人 亡 竹内 義一  
滋賀県大津市馬場2丁目10—16Z E Z E駅前キューズビル3階A号室 ゼゼ駅前法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 富塚 浩之  
催告期間満了日 令和7年11月28日  
大津家庭裁判所  
**令和7年(家)第2028号**  
大阪府泉佐野市市場東1丁目1番1号  
申立人 泉佐野市長 千代松大耕  
本籍大阪府泉佐野市市場西3丁目950番地、最後の住所大阪府泉佐野市市場西3丁目2番21号、死亡の場所大阪府泉佐野市、死亡年月日推定令和6年4月24日、出生の場所大阪府泉南郡佐野町、出生年月日昭和16年7月18日、職業自営業  
被相続人 亡 木下 研二  
大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目10番1号あべのペルタ2階206号  
相続財産清算人 弁護士 角谷洋一郎  
催告期間満了日 令和7年11月28日  
大阪家庭裁判所岸和田支部

**令和7年(家)第20009号**  
兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11番地1  
申立人 猪名川町  
代表者町長 岡本 信司  
本籍兵庫県川辺郡猪名川町南田原字上丁36番地、最後の住所兵庫県川辺郡猪名川町南田原字上丁36番地、死亡の場所兵庫県川辺郡猪名川町、死亡年月日令和5年11月15日、出生の場所兵庫県川辺郡猪名川町、出生年月日昭和15年3月25日、職業不明  
被相続人 亡 松原由紀子  
兵庫県宝塚市武庫川町1番3号 ロイヤルメゾン宝塚2階宝塚法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 柴崎 崇  
催告期間満了日 令和7年11月6日  
神戸家庭裁判所伊丹支部  
**令和7年(家)第20083号**  
兵庫県宝塚市栄町2丁目11番7—201号  
申立人 安井 祐子  
本籍鳥取県鳥取市金沢456番地1、最後の住所兵庫県伊丹市山田1丁目2番3号、死亡の場所兵庫県伊丹市、死亡年月日令和6年12月9日、出生の場所兵庫県伊丹市、出生年月日昭和17年6月28日、職業無職  
被相続人 亡 西尾とみ枝  
事務所兵庫県宝塚市栄町2丁目11番7—201号  
相続財産清算人 司法書士 安井 祐子  
催告期間満了日 令和7年11月7日  
神戸家庭裁判所伊丹支部  
**令和6年(家)第165号**  
鳥取市青谷町青谷4307番地5  
申立人 長谷川大之  
本籍鳥取県米子市花園町48番地、最後の住所鳥取県鳥取市賀露町南5丁目1757番地336から美咲園、死亡の場所鳥取県鳥取市、死亡年月日令和6年9月18日、出生の場所鳥取県米子市、出生年月日昭和20年10月28日、職業無職  
被相続人 亡 松原 稔  
鳥取県米子市加茂町2丁目219番地増谷ビル3階  
相続財産清算人 弁護士 川井 克一  
催告期間満了日 令和7年11月10日  
鳥取家庭裁判所

**相続権主張の催告**

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

**令和7年(家)第15046号**

新潟市中央区米山4丁目1番31号 紫竹綜合ビル305号 TM共同法律事務所

申立人 村田 有生

本籍新潟県新潟市西蒲区羽黒2037番地、最後の住所新潟市西蒲区羽黒2037番地、死亡の場所新潟市東区、死亡年月日令和2年5月27日、出生の場所新潟県西蒲原郡中之口村、出生年月日昭和33年1月31日、職業無職  
被相続人 亡 塩原 武

催告期間満了日 令和7年10月31日  
新潟家庭裁判所

**失踪に関する届出の催告**

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

**令和6年(家)第37号**

佐賀県嬉野市塙田町大字谷所甲2889-1

申立人 藤田けさよ

本籍佐賀県鹿島市大字三河内甲1980番地、最後の住所佐賀県鹿島市大字三河内甲1980番地  
不在者 森田 重雄

昭和34年3月3日生

届出期間満了日 令和7年7月31日

佐賀家庭裁判所鹿島出張所

**令和7年(家)第20021号**

大阪府豊能郡豊能町新光風台2丁目19-14

申立人 大橋 憲晃

本籍滋賀県長浜市高月町柏原615番地、最後の住所兵庫県川西市萩原1丁目4番2号  
不在者 大橋 篤倫

昭和48年9月25日生

届出期間満了日 令和7年7月31日

神戸家庭裁判所伊丹支部

**令和7年(家)第42号**

広島県福山市幕山台6丁目10-5

申立人 内園 信一

本籍広島県福山市幕山台6丁目10番、最後の住所広島県福山市幕山台6丁目10番5号  
不在者 内園 桂子

昭和19年11月14日生

届出期間満了日 令和7年7月28日  
広島家庭裁判所福山支部

**令和6年(家)第1149号**

熊本県八代郡氷川町宮原219番地3

申立人 西村 靖行

本籍熊本県八代市岡町谷川1087番地、最後の住所山口県山口市大字陶1134番地  
不在者 西村 三男

昭和37年5月26日生

届出期間満了日 令和7年7月28日  
山口家庭裁判所

**令和7年(家)第30028号**

群馬県高崎市乗附町1332番地11

申立人 井上 妙子

本籍群馬県高崎市吉井町下奥平乙1005番地、最後の住所群馬県高崎市乗附町1083番地  
不在者 吉田はつゑ

昭和6年3月25日生

届出期間満了日 令和7年7月31日  
前橋家庭裁判所高崎支部

**令和7年(家)第79号**

千葉県柏市戸張1599番地の2

申立人 名取 民雄

本籍茨城県那珂市菅谷941番地、最後の住所茨城県那珂郡那珂町菅谷51番地  
不在者 軍司 玉吉

慶応3年5月4日生

届出期間満了日 令和7年8月20日  
水戸家庭裁判所

**令和7年(家)第5024号**

新潟市中央区白山浦新町通44番地1

申立人 伊藤 陽子

本籍新潟県新潟市東区中島1丁目329番地14、最後の住所新潟市中央区白山浦1丁目271番地コープ糸きんB1階  
不在者 伊藤 隆一

昭和47年1月25日生

届出期間満了日 令和7年8月10日  
新潟家庭裁判所

**令和6年(家)第897号**

京都市山科区勧修寺西北出町63-4

申立人 池上 謙二

本籍兵庫県神戸市兵庫区梅元町46番地、最後の住所京都市左京区吉田手ノ宮町24  
不在者 池上 保留

昭和24年7月22日生

届出期間満了日 令和7年8月25日  
京都家庭裁判所

**令和6年(家)第1643号**

京都市上京区一条通六軒町西入2丁目西今出川町390-11

申立人 亡森昭手続承継人 森 和人  
本籍京都府京都市左京区下鴨東半木町79番地、最後の住所京都府京都市左京区下鴨東半木町79番地  
不在者 森 和男

昭和11年1月17日生

届出期間満了日 令和7年8月7日  
京都家庭裁判所

**失踪宣告****令和6年(家)第621号**

本籍青森県青森市浪岡大字浪岡字林本109番地、最後の住所青森県青森市浪岡大字浪岡字浅井52番地5  
不在者 太田 時治

昭和9年11月23日生

令和7年3月29日失踪宣告審判確定

青森家庭裁判所弘前支部裁判所書記官

**令和6年(家)第313号**

本籍青森県八戸市石堂4丁目7番、最後の住所青森県八戸市石堂4丁目7番46号  
不在者 須藤 ゆり

昭和27年9月14日生

令和7年3月29日失踪宣告審判確定

青森家庭裁判所八戸支部裁判所書記官

**令和6年(家)第173号**

本籍青森県八戸市石堂4丁目7番、最後の住所青森県八戸市石堂4丁目7番46号  
不在者 須藤 ゆり

昭和27年9月14日生

令和7年3月29日失踪宣告審判確定

青森家庭裁判所八戸支部裁判所書記官

**令和6年(家)第726号**

本籍宮城県本吉郡南三陸町入谷字水口沢204番地、最後の住所本籍と同じ  
不在者 佐藤 寿瓦

昭和54年1月10日生

令和7年3月29日失踪宣告審判確定

仙台家庭裁判所気仙沼支部裁判所書記官

**令和6年(家)第726号**

本籍茨城県稲敷郡河内町宮渕70番地、最後の住所茨城県稲敷郡河内町宮渕70番地  
不在者 中村藤吉郎

昭和8年9月21日生

令和7年3月28日失踪宣告審判確定

水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部裁判所書記官

**除権決定**

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

**令和6年(ヘ)第2号**

名古屋市中村区中村町7丁目39番地

申立人 株式会社宮田工業所

代表者代表取締役 宮田 薫

権利を争う旨の申述の終期 令和7年3月24日

令和7年3月27日 川越簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 BM52155

金額 528,000円

支払期日 令和6年7月31日

支払地 埼玉県川越市

支払場所 株式会社三菱UFJ銀行川越支店

振出日 令和6年4月30日

振出地 埼玉県川越市

振出人 株式会社プロセス・ラボ・ミクロン

代表取締役 木全 幸治

受取人 申立人

最終所持人 申立人

**令和6年(ヘ)第1号**

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

申立人 国

代表者法務大臣 鈴木 錦祐

権利を争う旨の申述の終期 令和7年3月25日

令和7年3月26日 豊田簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 YA306818

金額 430,000円

支払期日 令和4年12月10日

支払地 愛知県豊田市

支払場所 岡崎信用金庫豊田南支店

振出日 令和4年8月31日

振出地 愛知県豊田市

振出人 有限会社豊田企画 代表取締役 鈴木 英俊

受取人 有限会社エス・ジー・モデル

最終所持人 有限会社エス・ジー・モデル

<b>令和6年(ヘ)第34号</b> 名古屋市中村区椿町14番13号 申立人 株式会社エアレックス 代表者代表取締役 川崎 康司 権利を争う旨の申述の終期 令和7年3月25日 令和7年3月26日 大阪簡易裁判所 (別紙) 目録 約束手形 1通 手形番号 S 266027 金額 198,880円 支払期日 令和7年2月15日 支払地 大阪市 支払場所 株式会社三井住友銀行南森町支店 振出日 令和6年10月15日 振出地 大阪市 振出人 株式会社三ツワフロンティック 代表取締役 下牧 新八 受取人 申立人 最終所持人 申立人	4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午前11時 東京地方裁判所立川支部民事第4部	<b>令和7年(フ)第33号</b> 兵庫県明石市藤江2029番地1 債務者 株式会社マルキン和田商店 代表者代表取締役 和田 貞夫 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀田 亞紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前11時10分 神戸地方裁判所明石支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月10日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北古賀康博 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前10時 福岡地方裁判所第4民事部
約束手形 1通 手形番号 S 266027 金額 198,880円 支払期日 令和7年2月15日 支払地 大阪市 支払場所 株式会社三井住友銀行南森町支店 振出日 令和6年10月15日 振出地 大阪市 振出人 株式会社三ツワフロンティック 代表取締役 下牧 新八 受取人 申立人 最終所持人 申立人	<b>令和6年(フ)第319号</b> 沖縄県うるま市字赤道248番地7 債務者 合同会社沖縄環境整美 代表者代表社員 上原 顯蔵 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松山清一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午後1時30分 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	<b>令和7年(フ)第1405号</b> 大阪府摂津市東一津屋5番14号 債務者 アルファ技建株式会社 代表者代表取締役 木下 昌彦 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鳴田 修一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後2時20分 大阪地方裁判所第6民事部	<b>令和7年(フ)第282号</b> 神奈川県藤沢市鶴沼橋1丁目1番15号 債務者 株式会社w a b i s a b i 代表者代表取締役 塩月 勇太 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石田 彩子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時30分 横浜地方裁判所第3民事部
<b>破産手続開始</b> 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。	<b>令和7年(フ)第490号</b> 福岡県久留米市諫訪野町2549番地の1 債務者 有限会社アドバンス 代表者取締役 龍頭 幸夫 1 決定年月日時 令和7年4月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 児山 桂子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前11時 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第139号</b> 兵庫県加古川市加古川町河原199番地の9 債務者 有限会社共同電算センター 代表者代表取締役 橋本 秀樹 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷村 巴菜 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前11時20分 大阪地方裁判所第6民事部	<b>令和7年(フ)第611号</b> 札幌市北区新琴似4条1丁目1番35号 債務者 株式会社秋月 代表者代表取締役 品田 憲宏 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 綱森 史泰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時30分 札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第15号</b> 岐阜市六条北2丁目10番27号 債務者 株式会社アクトアコーディング 代表者代表取締役 杉内 錦夫 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大町 亘 4 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前10時30分 岐阜地方裁判所	<b>令和7年(フ)第510号</b> 福岡市南区老司2丁目6番5号 債務者 有限会社安藤商店 代表者取締役 安藤 義明 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 本田 裕一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前11時30分 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第532号</b> さいたま市南区白幡4丁目16番11号 債務者 インフィニティメソッドジャパン株式会社 代表者代表取締役 外山 尚樹 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 櫻井 雄一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前11時 神戸地方裁判所姫路支部	<b>令和7年(フ)第1349号</b> 大阪市西淀川区御幣島2丁目8番28号 債務者 株式会社竹本工業電熱機製作所 代表者代表取締役 竹本 剛 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森本 純 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第560号</b> 東京都町田市金井1丁目23番23号 債務者 有限会社井上測建 代表者代表取締役 井上 弘 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柳原 桑子	<b>令和7年(フ)第561号</b> 福岡市中央区春吉2丁目1番4号 債務者 株式会社メロン 代表者代表取締役 黒木 正一 1 決定年月日時 令和7年4月8日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 桑野 貴充 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前10時 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第551号</b> 福岡市博多区銀天町3丁目5番7号野中ビル 2F 債務者 株式会社D D マシン西日本 代表者代表取締役 樋園 哲也	<b>令和7年(フ)第1364号</b> 大阪市住之江区新北島7丁目2番2-907号 債務者 株式会社ヨシムラ 代表者代表取締役 吉村 正昭 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三井 裕崇 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部

<b>令和7年(フ)第23号</b> 大津市国分1丁目27番34号 債務者 守山 慧 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平井 建志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午前11時 大津地方裁判所民事部	4 破産債権の届出期間 令和7年5月27日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係	<b>令和6年(フ)第600号</b> 神奈川県伊勢原市石田827番地3 NAKA パレスII 201、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市甘沼200番地1-1515号 ヴィスタビル 債務者 神保 洋徳 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 晴子 4 破産債権の届出期間 令和7年5月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	3 破産管財人 弁護士 三上 大介 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 青森地方裁判所五所川原支部破産係
<b>令和7年(フ)第239号</b> 堺市美原区阿弥106番地6 債務者 株式会社TAKUMA防水 代表者代表取締役 朱雀 薫磨 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大野健太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午前11時 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塩澤 将宏 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後2時20分 6 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	<b>令和7年(フ)第401号</b> 愛知県北名古屋市徳重土部48番地 井上コープ205号、従前の住所愛知県清須市春日江先26番地1 債務者 石田 千力 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塩澤 将宏 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	1 決定年月日時 令和7年4月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 晴子 4 破産債権の届出期間 令和7年5月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時10分 6 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b> 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。	<b>令和6年(フ)第65号</b> 青森県三沢市岡三沢8丁目36番地6号 債務者 石本 優 1 決定年月日時 令和7年4月11日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村田 典子 4 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前11時15分 6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 青森地方裁判所十和田支部	<b>令和7年(フ)第177号</b> 神奈川県伊勢原市桜台4丁目4番25号 フォーユー桜台壱番館201号 債務者 森 良一 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阪之上克巳 4 破産債権の届出期間 令和7年5月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後3時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	<b>令和7年(フ)第333号</b> 名古屋市昭和区鶴舞3丁目20番23号 債務者 西尾 征司 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 春名 潤也 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第18号</b> 秋田県大館市柄沢字山王台5番地3 債務者 乳井 隆介 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山口 謙治 4 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後2時55分 6 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 秋田地方裁判所大館支部	<b>令和7年(フ)第26号</b> 青森県三沢市大津1丁目12番地2号 債務者 宮古 貴仁 1 決定年月日時 令和7年4月11日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小野 晶子 4 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月25日午前11時5分 6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 青森地方裁判所十和田支部	<b>令和7年(フ)第78号</b> 福井県越前市中新庄村第62号87番地 債務者 山崎 昭彦 1 決定年月日時 令和7年4月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 和田 晋一 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前10時20分 6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 福井地方裁判所民事部破産係	<b>令和7年(フ)第403号</b> 福岡市城南区堤団地16番301号 債務者 大隈 優 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 德永 淳 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第49号</b> 宮城県栗原市築館字八沢桜沢52番地6 債務者 斎藤 熊 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 庄司 智弥		<b>令和7年(フ)第27号</b> 青森県つがる市富蒼町清水17番地42 債務者 梶浦 清俊 1 決定年月日時 令和7年4月11日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	

<b>令和6年(フ)第202号</b> 福島県いわき市葉山1丁目13番地の2、住民票上の住所福島県いわき市草木台4丁目11番地の28 債務者 鈴木 栄作 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 健也 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 福島地方裁判所いわき支部	<b>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部</b>	<b>1 決定年月日時 令和7年4月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田丸 明子 4 破産債権の届出期間 令和7年5月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月10日午前11時50分 6 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 横浜地方裁判所第3民事部</b>	<b>令和7年(フ)第38号</b> 静岡県磐田市西貝塚1501番地1 債務者 松下 翔吾 1 決定年月日時 令和7年4月14日前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平野 晶規 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月18日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係
<b>令和7年(フ)第50号</b> 三重県四日市市日永5丁目7番12-307号 スカイハイツ日永 債務者 大石ともえ(旧姓瀬戸口) 1 決定年月日時 令和7年4月14日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加藤 拓也 4 破産債権の届出期間 令和7年5月27日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 津地方裁判所四日市支部破産係	<b>6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 札幌地方裁判所民事第4部</b>	<b>1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田真奈美 4 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後2時15分 6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 札幌地方裁判所民事第4部</b>	<b>令和7年(フ)第176号</b> 静岡市清水区西久保440番地の3 ハイコ一 ボベル204 債務者 小池 江里(旧姓高橋) 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河野 誠 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月24日午前11時50分 6 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 静岡地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第477号</b> 福岡県糟屋郡志免町向ヶ丘2丁目10番10号 債務者 德田 弥生 1 決定年月日時 令和7年4月9日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 恒川 元志 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>6 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 金沢地方裁判所民事部</b>	<b>1 決定年月日時 令和7年4月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 荒木 実 4 破産債権の届出期間 令和7年5月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 金沢地方裁判所民事部</b>	<b>令和7年(フ)第84号</b> 福島県須賀川市下宿町172番地 グリーンパレス102号 債務者 加藤 広記 1 決定年月日時 令和7年4月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松田 卓也 4 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日午前10時45分 6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所立川支民事第4部
<b>令和7年(フ)第477号</b> 旭川市神居8条1丁目5-3、住民票上の住所札幌市北区新川2条3丁目2番6号 債務者 野田 俊彦 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 神戸 俊昭 4 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 札幌地方裁判所民事第4部	<b>6 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 福島地方裁判所郡山支破産係</b>	<b>1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 神戸 俊昭 4 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月14日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 福島地方裁判所郡山支破産係</b>	<b>令和7年(フ)第561号</b> 東京都町田市金井1丁目23番23号 債務者 井上 弘 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柳原 桑子 4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月29日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 東京地方裁判所立川支民事第4部
<b>令和7年(フ)第128号</b> 神奈川県平塚市西八幡2丁目12番16-102号 ニューフラット 債務者 小松 悠紀(旧姓福井) 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松浦加代子 4 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで	<b>6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 札幌地方裁判所民事第4部</b>	<b>1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 真野 祥一 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月18日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 東京地方裁判所立川支民事第4部</b>	<b>令和7年(フ)第133号</b> 北九州市八幡東区天神町5番31-201号 債務者 晴氣慶太郎 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中野 真記 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 福岡地方裁判所小倉支民事部

## 令和7年(フ)第8号

兵庫県丹波篠山市吹新110番地1 ファーストレジデンス103号  
債務者 トータルリペアにしやまこと 西山良作  
1 決定年月日時 令和7年4月4日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 東 泰弘  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午後2時  
5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
神戸地方裁判所柏原支部

## 令和7年(フ)第22号

福岡県久留米市三瀬町高三瀬874番地1 セピアーノ301号  
債務者 渋谷 昌  
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 萩原 知明  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午後1時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで  
福岡地方裁判所久留米支部

## 令和7年(フ)第38号

福岡県小郡市小郡1532番地1 スカイマンション日吉204号  
債務者 追田 英一  
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 松本 敬介  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前10時15分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで  
福岡地方裁判所久留米支部

## 令和7年(フ)第94号

福岡県久留米市六ツ門町13番地41 シャルム六ツ門603号  
債務者 川戸 瞳  
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 山口高志郎  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前10時10分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで  
福岡地方裁判所久留米支部

## 令和7年(フ)第96号

福岡県久留米市原古賀町20番地1 レディバード605号  
債務者 青木 大八  
1 決定年月日時 令和7年4月11日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 市橋 康之  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前10時20分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで  
福岡地方裁判所久留米支部

## 令和6年(フ)第30号

鹿児島県南九州市川辺町神殿6033番地  
債務者 柿川 正己  
1 決定年月日時 令和7年4月10日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 下之蘭優貴  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午後1時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで  
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

## 令和6年(フ)第32号

鹿児島県南さつま市金峰町大坂7764番地1  
債務者 神園 一俊  
1 決定年月日時 令和7年4月10日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 大毛 裕貴  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午後1時40分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで  
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

## 令和7年(フ)第106号

福岡県遠賀郡岡垣町旭台2丁目9番3号  
債務者 藤本 剛  
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 山下 拓也  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前10時  
5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

## 令和7年(フ)第153号

北九州市八幡西区上の原4丁目6番45号  
(202)、前住所鹿児島市城山1丁目26番10号  
債務者 濑脇 浩文  
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 渡邊 牧史

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後1時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部  
令和7年(フ)第157号

北九州市若松区高須西1丁目12番17号、前住所福岡市中央区春吉2丁目14番5-102号  
サンライズ春吉II  
債務者 石橋 源太  
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 小宮 香織  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前10時  
5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部  
令和7年(フ)第30号

沖縄県うるま市喜仲4丁目11番17号  
債務者 諸見里直樹  
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 石川健一郎  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午後1時10分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで

那覇地方裁判所沖縄支部破産係  
令和7年(フ)第61号

群馬県伊勢崎市境伊与久1351番地1 住宅型有料老人ホームひまわり伊勢崎  
債務者 石田富士男  
1 決定年月日時 令和7年4月10日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 金井 勇樹  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後2時15分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係  
令和7年(フ)第22号

新潟県南蒲原郡上田上町大字吉田新田丁362番地  
債務者 川崎佐枝子  
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 石川 佳代  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前11時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで

新潟地方裁判所三条支部  
令和7年(フ)第21号

福岡県京都郡苅田町新津1丁目9番地  
13(シーウインド103) (前住所 福岡県行橋市大字流末1277番地3 (心の駅行橋))  
債務者 中山 浩一

1 決定年月日時 令和7年4月9日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 古野浩一郎  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前11時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで

福岡地方裁判所行橋支部破産係  
令和7年(フ)第29号

福岡県行橋市行事6丁目21番3-255号 行事北団地B棟  
債務者 上村 真美

1 決定年月日時 令和7年4月10日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 相崎 愛  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前11時40分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで

福岡地方裁判所行橋支部破産係  
令和7年(フ)第53号

群馬県太田市大島町甲1118番地2 ソアレ八幡台205号、前住所群馬県太田市八幡町28番6号  
債務者 平田 智章

1 決定年月日時 令和7年4月11日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 井野口通隆  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後3時  
5 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで

前橋地方裁判所太田支部  
令和7年(フ)第8号

新潟市北区太夫浜1705番地2  
債務者 安田 宰  
1 決定年月日時 令和7年4月11日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 立川 絹理  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後1時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで

新潟地方裁判所民事部

<b>令和6年(フ)第27号</b>
埼玉県上尾市柏座3丁目7-8 レジェンドⅢ201、住民票上の住所新潟県三条市西本成寺43番地5 債務者 野島 綾香
1 決定年月日時 令和7年4月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平山 勝也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
新潟地方裁判所三条支部
<b>令和7年(フ)第84号</b>
香川県高松市西宝町1丁目15番3-402号 ダイアパレス西宝町式番館 債務者 常盤 清
1 決定年月日時 令和7年4月11日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 二川 伸也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係
<b>令和7年(フ)第187号</b>
北九州市小倉南区葛原元町2丁目1番32号(201)、前住所北九州市小倉南区葛原1丁目10番8-304号 債務者 吉岡 陽向
1 決定年月日時 令和7年4月11日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平山 直樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
<b>令和7年(フ)第372号</b>
宮城県塩竈市玉川3丁目1番23-2号 グループホームおはな玉川A棟、従前の住所宮城県塩竈市楓町1丁目4番5号 コーポ楓201号 債務者 柴 恵香
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 順馬

<b>令和7年(フ)第4財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前10時</b>
仙台地方裁判所第4民事部破産係
<b>令和7年(フ)第33号</b>
大津市今堅田2丁目8番17号、前住所大津市真野5丁目26番3号 401 債務者 華丸こと 加藤 武彦
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 久子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
大津地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第96号</b>
滋賀県守山市中町164番地 債務者 川島 芳啓
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐口 裕之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
大津地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第8号</b>
滋賀県長浜市三ツ矢元町27番9号 債務者 中森 孝章
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 生駒 英司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係
<b>令和6年(フ)第89号</b>
広島市安佐南区安東2丁目14番7-404号 債務者 岡本 菜月
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮田 佳奈 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
広島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第13号</b>
熊本県菊池市西迫196番地1 債務者 緒方 孝亮
1 決定年月日時 令和7年4月11日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮崎 耕平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係
<b>令和7年(フ)第299号</b>
福岡市南区野間1丁目14番9-201号 TK シャルム高宮 債務者 杠 龍之介
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 荒巻 秀城 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで
福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第355号</b>
福岡県春日市紅葉ヶ丘西3丁目40番地2 債務者 鶴 宗香
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富永 悠太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで
福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第491号</b>
福岡県大野城市乙金東1丁目16番6号 アルフィーネA201号、前住所福岡県久留米市野中町1185番地1 アメニティハイツ杏栄館607号 債務者 龍頭 幸夫
1 決定年月日時 令和7年4月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 児山 桂子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第511号</b>
福岡市南区老司2丁目6番5号 債務者 安藤 義明
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 本田 裕一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和6年(フ)第320号</b>
沖縄県うるま市喜仲3丁目30-11 なかちアパート103(住民票上の住所) 沖縄県うるま市赤道248番地7 1階 債務者 上原 順蔵
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松山清一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係
<b>令和7年(フ)第76号</b>
新潟市東区太平1丁目8番地7 関本借家D号、前住所新潟市東区太平3丁目丁383番地9 飯島方 債務者 渡辺 舞夜
1 決定年月日時 令和7年4月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 輪倉 大流 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
新潟地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第337号</b>
福岡県春日市一の谷3丁目21番地 レジデンスの一の谷301号 債務者 堀 茂一郎
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井芹 美瑛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
福岡地方裁判所第4民事部

<b>令和7年(フ)第68号</b> 北海道北斗市追分2丁目31番9号 債務者 長井 直子 1 決定年月日時 令和7年4月14日前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井口 直樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年4月14日前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 氏家 信彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 新潟地方裁判所民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第56号</b> 茨城県土浦市神立中央3丁目4番1-403号 延増マンション 債務者 宮本ゆかり 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 二井矢旬子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
<b>令和7年(フ)第55号</b> 群馬県伊勢崎市塙塚町1206番地16 債務者 加藤 政晴 1 決定年月日時 令和7年4月14日前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川住 岳央 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年4月8日前1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉野 佳子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 有村 章宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	<b>令和7年(フ)第102号</b> 神戸市中央区北長狭通3丁目11番17-801号、 従前の住所神戸市中央区中山手通3丁目4番 15号 昌徳ビル302 債務者 Biouこと三原 治子 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 八隅美佐子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 神戸地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第59号</b> 群馬県前橋市上泉町153番地7 債務者 結城 奈央 1 決定年月日時 令和7年4月14日前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 町田 祐助 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年4月8日前1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 広樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日前2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 磯 秀一良 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日前2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 福島地方裁判所いわき支部	<b>令和6年(フ)第655号</b> 岡山県倉敷市児島稗田町1508番地1 ニューシティこじま21・103号室 債務者 時川 香苗 1 決定年月日時 令和7年4月11日前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤井 秀孝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 岡山地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第133号</b> 神奈川県海老名市中央3丁目2番35号 ニューライフ海老名 債務者 小山田 久 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 米村 俊彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月9日前1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 澤戸 博樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日前3時 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊太健史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 福島地方裁判所いわき支部	<b>令和6年(フ)第726号</b> 岡山市南区洲崎1丁目1番16号 201、旧住所岡山市北区大学町2番15号 602 債務者 高山 勝治 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 洋子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 岡山地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第102号</b> 新潟市北区松浜新町33番2号 債務者 佐藤 敬太	1 決定年月日時 令和7年4月9日前1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 澤戸 博樹	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊太健史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 福島地方裁判所いわき支部	

<b>令和7年(フ)第141号</b> 岡山市中区円山12-1、住民票上の住所岡山市中区海吉1958番地1 債務者 福原 暢惠 1 決定年月日時 令和7年4月11日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤巻 俊一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月11日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤巻 俊一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	<b>令和7年(フ)第53号</b> 福岡県久留米市宮ノ陣5丁目20番45号 エクセラン原102号、前住所福岡県久留米市宮ノ陣2丁目4番42-16号 債務者 小宮 唯 1 決定年月日時 令和7年4月10日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 福岡地方裁判所久留米支部
<b>令和7年(フ)第139号</b> 福岡市中央区赤坂3丁目9番18-602号 赤坂けやき通りシティハウス 債務者 荒木 順子 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浜上 慎也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部	神戸市中央区南本町通6丁目1番23-1303号 債務者 中谷組こと 中谷 誠治 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 斎藤 倭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	<b>令和7年(フ)第34号</b> 愛知県蒲郡市松原町20番12号 シーサイドハウス松原13、従前の住所愛知県蒲郡市形原町北浜8番地11 債務者 松下 悠哉 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 斎藤 倭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 神戸地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第259号</b> 福岡市博多区寿町3丁目4番15-501号 南福岡ルネッサンス 債務者 鹿田 輝代 1 決定年月日時 令和7年4月8日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 近藤 義浩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月11日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 秋山 真 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 秋山 真 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第65号</b> 愛知県豊川市伊奈町佐脇原685-9、住民票上の住所愛知県豊川市一宮町下新切45番地2アミティS II・203号 債務者 中山めぐみ 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 秋山 真 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第59号</b> 大分市雄城台2番5号 債務者 後藤 健造 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 利武 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡本 敏徳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 鹿児島地方裁判所名瀬支部2係 <b>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b>	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡本 敏徳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 鹿児島地方裁判所名瀬支部2係 <b>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b>	<b>令和7年(フ)第95号</b> 福岡県久留米市荒木町白口2259番地2 ビレッジハウス荒木2棟208号 債務者 川島 英樹 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 福岡地方裁判所久留米支部
<b>令和7年(フ)第30号</b> 山梨県中巨摩郡昭和町河西532番地1 フエリオ昭和202号 債務者 遠藤 祥子(旧姓樋口)	愛知県田原市浦町南松崎1番地1 第2田原寮 債務者 倉田 竜夫	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 広島地方裁判所民事第4部	<b>令和7年(フ)第9号</b> 福岡県久留米市三瀬町田川2117番地2、住民票上の住所福岡県八女郡広川町大字広川1255番地6 ビレッジハウス下広川2棟 304号 債務者 命婦三佐子 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 福岡地方裁判所久留米支部
			<b>令和7年(フ)第165号</b> 北九州市小倉南区德力団地93番201号 債務者 德光 和弘 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

<p><b>令和7年(フ)第203号</b> 北九州市八幡西区三ヶ森1丁目1番8-803号 債務者 富岡寿美子 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで</p> <p>福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第80号</b> 群馬県伊勢崎市西久保町2丁目195番地4 ドルフィンスルーアー1-102 債務者 久住 純 1 決定年月日時 令和7年4月10日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで</p> <p>前橋地方裁判所民事部破産再生係</p>	<p><b>令和7年(フ)第171号</b> 埼玉県草加市谷塚上町547番地 リヴェール 谷塚205号 債務者 網谷 守保 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで</p> <p>さいたま地方裁判所越谷支部破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第113号</b> 大阪府岸和田市天神山町1丁目5番20-101号 債務者 東 明日香 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで</p> <p>大阪地方裁判所岸和田支部破産係</p>
<p><b>令和7年(フ)第40号</b> 北海道北見市留辺蘿町豊金45番地4 債務者 白井 智子 1 決定年月日時 令和7年4月10日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで</p> <p>釧路地方裁判所北見支部破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第221号</b> 埼玉県志木市本町5丁目17番2-1202号 債務者 大澤 宝弘 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで</p> <p>さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第188号</b> 埼玉県草加市旭町4丁目5番6-103号 債務者 稲葉 靖人 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで</p> <p>さいたま地方裁判所越谷支部破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第116号</b> 大阪府岸和田市藤井町2丁目2番24号 アスカマンション106号 債務者 松尾 勇希 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで</p> <p>大阪地方裁判所岸和田支部破産係</p>
<p><b>令和7年(フ)第495号</b> 埼玉県幸手市東2丁目37番31号 シャルマン ハウス207 債務者 白石 優斗 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで</p> <p>さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第370号</b> さいたま市桜区大字下大久保24番地6 C E L S I O R 201、旧住所さいたま市桜区大字 大久保領家461番地3 債務者 伊藤 銀平 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで</p> <p>さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第222号</b> 埼玉県春日部市大場610番地9 債務者 富澤 一斗 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで</p> <p>さいたま地方裁判所越谷支部破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第127号</b> 大阪府泉北郡忠岡町馬瀬3丁目11番2棟208号 債務者 西之原浩二 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで</p> <p>大阪地方裁判所岸和田支部破産係</p>
<p><b>令和7年(フ)第79号</b> 群馬県伊勢崎市今泉町1丁目1359番地6、旧 住所群馬県伊勢崎市連取町1785番地6 工 ディフィスク・T203 債務者 七浦 道男 1 決定年月日時 令和7年4月10日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで</p> <p>前橋地方裁判所民事部破産再生係</p>	<p><b>令和7年(フ)第396号</b> 埼玉県戸田市美女木7丁目7番地の6 グラ ンディールII201号室 債務者 串馬エルディーナこと クシマ エル ディーナ ララビエッテ 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで</p> <p>大阪地方裁判所岸和田支部破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第88号</b> 大阪府岸和田市箕土路町2丁目7番28-310 号 債務者 クレアティボサインこと 吉江 健 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで</p> <p>大阪地方裁判所越谷支部破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第132号</b> 大阪府和泉市万町393番地の1 フジバレス 和泉中央1番館110 債務者 中川由有希 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで</p> <p>大阪地方裁判所岸和田支部破産係</p>

<b>令和7年(フ)第136号</b>	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
<b>令和7年(フ)第159号</b>	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
<b>令和7年(フ)第459号</b>	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第124号</b>	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第458号</b>	1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第512号</b>	1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第498号</b>	1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

<b>令和7年(フ)第499号</b>	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 埼玉県戸田市喜沢南2丁目5番10号 債務者 岩野 才子
<b>令和7年(フ)第450号</b>	1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 宇都宮地方裁判所足利支部 さいたま市見沼区大字大谷413番地1 シュシュパルク207 債務者 小寺 海明
<b>令和7年(フ)第107号</b>	1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 埼玉県草加市八幡町529番地5 マインドハイム浅井201号 債務者 豊田惠美子
<b>令和7年(フ)第108号</b>	1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
<b>令和7年(フ)第185号</b>	1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第489号</b>	1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 埼玉県浦和区針ヶ谷3丁目20番6号 メゾン加賀美105号、旧住所埼玉県川口市江戸3丁目34番3号 川口ハイツ205号 債務者 島田 保
<b>令和7年(フ)第27号</b>	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 埼玉県足利市鹿島町755番地1 最上ハイツ足利307 債務者 林 幹夫
<b>令和7年(フ)第28号</b>	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 埼玉県足利市鹿島町755番地1 最上ハイツ足利 307 債務者 林 エレン コメタこと ハヤシ エレンコメタ
<b>令和7年(フ)第520号</b>	1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで さいたま市南区南浦和3丁目50番8-307号 債務者 石鉢 智子

**令和7年(フ)第72号**  
 埼玉県行田市門井町1丁目26番地37 うさぎ  
 ハウス、旧住所埼玉県行田市大字持田2579番  
 地1 レオパレスファースト104  
 債務者 森岡 幸代  
 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
     さいたま地方裁判所熊谷支部  
**令和7年(フ)第99号**  
 埼玉県大里郡寄居町大字鉢形1199番地5、住民票上の住所埼玉県大里郡寄居町大字桜沢  
 4770番地5  
 債務者 原田 義信  
 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
     さいたま地方裁判所熊谷支部  
**令和7年(フ)第44号**  
 千葉県東金市小沼田648番地9  
 債務者 西 勝久  
 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
     千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係  
**令和7年(フ)第457号**  
 東京都青梅市野上町3丁目8番地の4丸和ビル503  
 債務者 パシラン ジョナー  
 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
     東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第458号**  
 東京都青梅市野上町3丁目8番地の4丸和ビル503  
 債務者 山崎マリサこと ダシリバ ヤマサキ  
     マリサ  
 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
     東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第471号**  
 東京都西多摩郡日の出町大字平井3788番地G  
 号棟  
 債務者 森田 秀子  
 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
     東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第166号**  
 相模原市南区相模台3丁目17番12号 コーポ  
 相模台101  
 債務者 高橋 亜美(旧姓高橋洋子)  
 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
     横浜地方裁判所相模原支部  
**令和7年(フ)第44号**  
 岡山県岡山市北区伊島町2丁目15番7号、軒  
 居前の住所岡山県倉敷市日ノ出町1丁目5番  
 16-601号 ライオンズマンション倉敷日ノ  
 出町  
 債務者 杉浦 聖也  
 1 決定年月日時 令和7年4月14日午前10時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
     岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和7年(フ)第85号**  
 岡山県倉敷市中庄町6番10-502号  
 債務者 小山美由紀  
 1 決定年月日時 令和7年4月14日午前10時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
     岡山地方裁判所倉敷支部破産係  
**令和7年(フ)第1148号**  
 大阪市天王寺区玉造本町11番17号 ヴィラ真  
 田山105号  
 債務者 牧 さなえ  
 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで  
 5 免責審尋期日 令和7年6月20日午後1時30  
 分  
     大阪地方裁判所第6民事部  
**令和7年(フ)第1203号**  
 大阪市北区天神橋1丁目13番10号 クレスト  
 TK 301号室  
 債務者 石川 循哉  
 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで  
 5 免責審尋期日 令和7年6月20日午後1時30  
 分  
     大阪地方裁判所第6民事部  
**破産手続終結**  
**令和6年(フ)第41号**  
 静岡県浜松市中央区三新町505番地1  
 破産者 協同組合浜松三新工業団地  
 1 決定年月日 令和7年4月10日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
     静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和6年(フ)第140号**  
 栃木県宇都宮市上戸祭町3007番地13  
 破産者 鈴木 知里  
 1 決定年月日 令和7年4月11日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
     宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係  
**令和6年(フ)第91号**  
 栃木県足利市福居町1585番地  
 破産者 株式会社中央エンジニアリング  
 1 決定年月日 令和7年4月11日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
     宇都宮地方裁判所足利支部  
**令和6年(フ)第74号**  
 愛知県豊川市新桜町通2丁目6番地の1  
 破産者 有限会社サンクグラン  
 1 決定年月日 令和7年4月11日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
     名古屋地方裁判所豊橋支部  
**令和5年(フ)第41号**  
 三重県四日市市城西町11-20 グレースタウンC-101、前住所三重県四日市市ときわ4  
 丁目3-13 (住民票上の住所) 三重県四日  
 市市西浦二丁目8番19号  
 破産者 奈賀良こと 長柄 隆幸  
 1 決定年月日 令和7年4月11日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
     津地方裁判所四日市支部破産係  
**令和6年(フ)第22号**  
 三重県桑名市大字赤須賀1991番地  
 破産者 高井 博樹  
 1 決定年月日 令和7年4月11日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
     津地方裁判所四日市支部破産係

<b>令和5年(フ)第213号</b>	高知市みづき3丁目1008番地 破産者 有限会社サンワールド川村 1 決定年月日 令和7年4月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	高知地方裁判所破産係
<b>令和6年(フ)第150号</b>	福島県郡山市桑野5丁目3番地4 国栄ビル103号 破産者 株式会社フレックス 1 決定年月日 令和7年4月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	福島地方裁判所郡山支部破産係
	<b>破産手続終結及び免責許可決定</b>
<b>令和6年(フ)第731号</b>	東京都板橋区新河岸1-6-1 寿らいふ高島平209、開始決定時の住所埼玉県川口市大字安行領根岸905番地 ビレッジハウス根岸2号棟101号 破産者 山下 嘉人 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和6年(フ)第66号</b>	長崎県大村市皆同町581番地 ウィングメゾンA203、申立時の住所長崎県大村市弥勒寺町635番地2 破産者 西川 功一 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	長崎地方裁判所大村支部破産係

<b>令和6年(フ)第107号</b>	長崎県大村市池田新町763番地51 破産者 西野 正弘 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	長崎地方裁判所大村支部破産係
<b>令和6年(フ)第411号</b>	熊本県宇土市門内町13番地2 オザキマンション301号 破産者 長袋 崇 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
<b>令和6年(フ)第41号</b>	北海道滝川市東滝川町4丁目12番7号 破産者 伊藤 一幸 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	札幌地方裁判所滝川支部破産係
<b>令和6年(フ)第230号</b>	名古屋市緑区鳴子町3丁目95番地の7 破産者 近藤 径多 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和6年(フ)第2180号</b>	愛知県瀬戸市十軒町87番地 破産者 加藤さくら
	1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
<b>令和5年(フ)第292号</b>	石川県河北郡内灘町字大学2丁目224番地 破産者 田村 瞳 1 決定年月日 令和7年4月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	金沢地方裁判所民事部
<b>令和6年(フ)第216号</b>	佐賀県鳥栖市西新町1422番地54 そよ風式番館A202、前住所福岡県小郡市寺福童322番地 1 レジデンスICON201号 破産者 早井 誠 1 決定年月日 令和7年4月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	神戸地方裁判所伊丹支部破産係
<b>令和6年(フ)第68号</b>	福岡県豊前市大字荒堀598番地 破産者 稲垣 成 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	福岡地方裁判所行橋支部破産係
<b>令和6年(フ)第82号</b>	福岡県豊前市大字八屋1946番地14 破産者 倉本 旭 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	福岡地方裁判所行橋支部破産係
<b>令和6年(フ)第113号</b>	熊本市東区東町4丁目16番9-505号 破産者 柴田 邦浩 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和6年(フ)第143号</b>	高知県土佐郡土佐町田井1647番地6 破産者 山中 一之 1 決定年月日 令和7年4月11日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	高知地方裁判所破産係

<p><b>令和6年(フ)第16号</b> 福岡市中央区平和3丁目19番3-306号 ソレアード平和 破産者 松田 千明 1 決定年月日 令和7年4月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p><b>令和6年(フ)第45号</b> 新潟県上越市藤巻7番28号 メゾンドノエル I 102号、前住所香川県仲多度郡多度津町大字庄610番地 破産者 矢澤千恵子 1 決定年月日 令和7年4月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所高田支部</p> <p><b>令和6年(フ)第469号</b> 静岡県島田市稻荷1丁目5番28の2号 ルミネエトワールII 103号室 破産者 長野 拓也 1 決定年月日 令和7年4月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部</p> <p><b>破産債権の届出期間及び一般調査期日</b></p> <p><b>令和6年(フ)第1972号</b> 福岡市博多区東比恵3丁目3番5-601号 フローレス東比恵 破産者 前山 竜也 1 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで 2 一般調査期日 令和7年5月28日午前11時 令和7年4月9日 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第81号</b> 名古屋市名東区大針3丁目254番地、従前の住所名古屋市名東区梅森坂5丁目101番地の53 破産者 Rose Catteryこと吉田夏子 1 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 2 一般調査期日 令和7年6月5日午前11時 令和7年4月10日 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p><b>令和6年(フ)第762号</b> 福岡市博多区下呂服町6番30号 破産者 株式会社レオパルディ 1 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 2 一般調査期日 令和7年7月3日午前10時 令和7年4月9日 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p><b>令和6年(フ)第1613号</b> 福岡市東区香椎照葉1丁目3番7-411号 プライムメゾン照葉、開始決定時の住所福岡市東区香椎照葉3丁目2番7-3106号 アイタワー 破産者 峰 良之 1 破産債権の届出期間 令和7年5月15日まで 2 一般調査期日 令和7年6月5日午後3時 令和7年4月10日 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p><b>令和6年(フ)第548号</b> 札幌市手稲区稻穂1条1丁目17番15号 破産者 長石 透 1 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで 2 一般調査期日 令和7年6月26日午後1時45分 令和7年4月11日 札幌地方裁判所民事第4部</p> <p><b>令和4年(フ)第4615号</b> 大阪市住吉区苅田3丁目8番21号 パール住吉 401号 破産者 松野 孝彦 1 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで 2 一般調査期日 令和7年7月3日午後2時20分 令和7年4月11日 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第2号</b> 仙台市宮城野区栄3丁目6番9号 破産者 有限会社我妻鉄筋工業 1 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 2 一般調査期日 令和7年7月18日午後1時30分 令和7年4月11日 仙台地方裁判所第4民事部破産係</p> <p><b>令和6年(フ)第451号</b> 大阪府羽曳野市島泉5丁目13番4号 破産者 池内 武生 1 破産債権の届出期間 令和7年6月11日まで 2 一般調査期日 令和7年7月15日午前10時 令和7年4月11日 大阪地方裁判所堺支部破産係</p> <p><b>破産債権の届出期間及び一般調査期間</b></p> <p><b>令和6年(フ)第52号</b> 宮崎県串間市大字本城632番地1 破産者 株式会社A・Sカワサキ 1 破産債権の届出期間 令和7年5月15日まで 2 一般調査期間 令和7年6月23日から令和7年6月30日まで 令和7年4月14日 宮崎地方裁判所日南支部</p> <p><b>書面による計算報告</b></p> <p>次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。</p> <p><b>令和6年(フ)第383号</b> 宮崎市高岡町内山244番地1 破産者 有限会社心星工業 異議申述期間 令和7年5月26日まで 令和7年4月14日 宮崎地方裁判所破産係</p> <p><b>令和6年(フ)第2035号</b> 福岡市東区唐原5丁目7番4-204号 市営丸尾住宅 4棟、前住所福岡市東区若宮4丁目16番33号 因幡荘211号室 破産者 今西 忍 異議申述期間 令和7年6月4日まで 令和7年4月9日 福岡地方裁判所第4民事部</p>
--	---	---

清算株式会社は、前項における一括弁済額を弁済した日を以て、別紙「分割弁済額」に相当する債権額を、富士ハウス工業株式会社（本店所在地：山梨県富士吉田市上吉田一丁目6番18号、代表取締役：渡邊克夫、以下「富士ハウス工業」という。）の同意を条件として、富士ハウス工業により免責的に債務引受をさせるものとする。

(2) 弁済時期及び期限の利益喪失条項  
前項(1)の債権は、別紙「分割弁済額に関する弁済スケジュール」記載の各弁済期日（該当日が銀行休業日の場合は翌営業日とする。）に分割して弁済されるものとする。なお、富士ハウス工業が上記の金員の支払いを怠り、協定債権者から相当の期間を定めて催告がなされたにもかかわらず支払いがなされない場合は、当然に本分割弁済部分に関する期限の利益を喪失し、残額を一括して支払うものとする。

3 振込手数料の負担  
振込手数料について、一括弁済部分は清算株式会社の負担、分割弁済部分は富士ハウス工業の負担とする。

4 小山田利男相続人小山田喜子の有する債権  
協定債権者中、小山田利男相続人小山田喜子の有する債権に対しては弁済を行わない。

二 債権放棄  
各協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権のうち、本協定一、1における一括弁済額を弁済した日を以て、別紙「協定債権にかかる放棄額」の金額並びに協定債権にかかる利息及び遅延損害金（特別清算開始決定の前後を問わない。）の債権全額を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。なお、FHK株式会社及び小山田利男相続人小山田喜子の債権についてはその他協定債権者の債権放棄と同時に放棄の効力が生ずるものとする。

三 新たな財産の発見  
清算株式会社の新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。ただし、1円未満の端数は切り捨てる。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。  
(別紙省略)

以上  
甲府地方裁判所都留支部

**令和6年(ヒ)第6号**  
山梨県富士吉田市上吉田1丁目6番18号  
清算株式会社 F F株式会社  
代表清算人 御山 義明  
1 決定年月日 令和7年4月4日  
2 主文 次の協定を認可する。  
協定  
一 協定債権に対する弁済  
1 協定弁済  
清算株式会社は、別紙「協定債権者」に対し、本協定の認可決定が確定した日から30日以内に、別紙「弁済額」の金額を弁済する。  
2 振込手数料の負担  
振込手数料は清算株式会社の負担とする。  
3 FHK株式会社及び小山田利男相続人小山田喜子の有する債権  
協定債権者中、FHK株式会社及び小山田利男相続人小山田喜子の有する債権に対する弁済は行わない。  
二 債権放棄  
各協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権のうち、前項1における弁済額の弁済と引き換えに、別紙「協定債権にかかる放棄額」の金額並びに協定債権にかかる利息及び遅延損害金（特別清算開始決定の前後を問わない。）の債権全額を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。ただし、1円未満の端数は切り捨てる。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。  
(別紙省略)

以上  
甲府地方裁判所都留支部

**令和6年(ヒ)第7号**  
山梨県富士吉田市上吉田1丁目6番18号  
清算株式会社 株式会社D  
代表清算人 御山 義明

1 決定年月日 令和7年4月4日  
2 主文 次の協定を認可する。  
協定  
一 協定債権に対する債権放棄及び債務免除  
清算株式会社は、弁済原資がないため、弁済は行わず、別紙「協定債権者」は、本協定の認可決定が確定した日を以て、協定債権及び協定債権にかかる利息及び遅延損害金の債権全額を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。  
二 新たな財産の発見  
清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。ただし、1円未満の端数は切り捨てる。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。  
(別紙省略)

以上  
甲府地方裁判所都留支部

**監督命令**

**令和7年(再)第9号**  
東京都大田区田園調布1丁目41番12号  
再生債務者 山根 茂雄  
1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。  
2 監督委員 東京都中央区銀座3丁目13番19号  
東銀座313ビル5階 法律事務所Comm&Path 弁護士 佐藤 弘康  
令和7年4月7日  
東京地方裁判所民事第20部

**小規模個人再生による再生手続開始**

**令和7年(再イ)第17号**  
相模原市緑区向原1丁目7番13号 サンシャインハイツ103号  
再生債務者 諸喜田 誠  
1 決定年月日時 令和7年4月10日午前11時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年5月22日まで  
横浜地方裁判所相模原支部

**令和7年(再イ)第63号**  
愛知県あま市森3丁目9番地23  
再生債務者 馬場口裕也  
1 決定年月日時 令和7年4月11日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年5月9日から令和7年5月16日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第77号**  
名古屋市緑区大清水2丁目1857番地 大清水ハイツB号  
再生債務者 浦 将明  
1 決定年月日時 令和7年4月11日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年5月9日から令和7年5月16日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第6号**  
山口県下関市小月本町2丁目20番27号 コンフォルト小月 201号  
再生債務者 池部 靖広  
1 決定年月日時 令和7年4月11日前10時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年5月9日から令和7年5月23日まで  
山口地方裁判所下関支部再生係

**令和7年(再イ)第15号**  
愛媛県伊予郡松前町大字北川原1340番地4  
再生債務者 加納 義之  
1 決定年月日時 令和7年4月14日午後1時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年5月12日から令和7年5月19日まで  
松山地方裁判所民事部

<b>令和7年（再イ）第3号</b> 愛媛県新居浜市瀬戸町12番50—102号 再生債務者 石村 裕美 1 決定年月日時 令和7年4月11日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年5月26日まで 松山地方裁判所西条支部	<b>令和7年（再イ）第4号</b> 福岡地方裁判所第4民事部 <b>令和7年（再イ）第28号</b> 福岡県糸島市波多江駅北1丁目9番20—201号 再生債務者 赤荻 哲 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月13日から令和7年5月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年（再イ）第12号</b> 長崎県長崎市江平3丁目6番5号 再生債務者 伊藤 昭彦 1 決定年月日時 令和7年4月14日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月26日から令和7年6月9日まで 長崎地方裁判所民事部個人再生係	<b>令和7年（再イ）第12号</b> 仙台地方裁判所第4民事部 <b>令和7年（再イ）第12号</b> 福島県いわき市勿来町大高坂ノ上20番地の3 再生債務者 白田 昇竜 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月6日まで 福島地方裁判所いわき支部
<b>令和6年（再イ）第149号</b> 福岡県糟屋郡篠栗町庄3丁目23番15号 再生債務者 王野 重幸 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月21日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年（再イ）第36号</b> 福岡市城南区鳥飼4丁目15番15—202号 カーレスTORIKAI 再生債務者 脇山 拓也 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月13日から令和7年5月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年（再イ）第13号</b> 茨城県水戸市鯉淵町2508番地の81 再生債務者 菅野 仁 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月12日まで 水戸地方裁判所	<b>令和7年（再イ）第9号</b> 富山市大宮町547番地 再生債務者 橋口 昌美 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年5月30日まで 富山地方裁判所民事部
<b>令和6年（再イ）第280号</b> 福岡市早良区有田1丁目24番5号 再生債務者 豊田 早人 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月13日から令和7年5月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年（再イ）第52号</b> 福岡市博多区青木1丁目17番1—212号エバーライフ東平尾公園II 再生債務者 林 努 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月21日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年（再イ）第39号</b> 神戸市垂水区舞多聞西7丁目2番4号 再生債務者 佐久間香世子 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年5月29日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	<b>令和6年（再イ）第49号</b> 山梨県山梨市小原東215番地8 再生債務者 佐藤さつき 1 決定年月日時 令和7年4月11日前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月13日まで 甲府地方裁判所民事部破産係
<b>令和7年（再イ）第5号</b> 福岡県大野城市牛頸2丁目6番5号 再生債務者 庄司 一弥 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月13日から令和7年5月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年（再イ）第6号</b> 福岡市東区東浜1丁目13番7—908号 オリエンタビル N.O. 93 マリナゲート 再生債務者 橋 邦彦 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年（再イ）第61号</b> 福岡市西区大字飯氏182番地5 再生債務者 田村 健平 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月21日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年（再イ）第37号</b> 福岡県朝倉市堤1079番地1 ゆうハイムB208号 再生債務者 藤村 栄治 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年5月22日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年（再イ）第6号</b> 福岡市東区東浜1丁目13番7—908号 オリエンタビル N.O. 93 マリナゲート 再生債務者 橋 邦彦 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	<b>令和7年（再イ）第23号</b> 宮城県多賀城市高橋4丁目14番7号 ローランドホワイトD201号（従前の住所）仙台市泉区山の寺2丁目25番8号 再生債務者 鎌田 将徳		<b>令和7年（再イ）第6号</b> 山梨県甲府市大里町2405番地6 再生債務者 大久保賢次 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月13日まで 甲府地方裁判所民事部破産係

## 令和7年(再イ)第7号

長野県松本市大字里山辺2978番地  
再生債務者 西村 望有

- 1 決定年月日時 令和7年4月11日前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年5月30日まで

長野地方裁判所松本支部

## 令和7年(再イ)第3号

京都府綾部市上野町小倉18番地の2  
再生債務者 寺崎 博信

- 1 決定年月日時 令和7年4月11午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年5月26日まで

京都地方裁判所福知山支部個人再生係

## 令和7年(再イ)第57号

大阪市城東区今福西2丁目17番17号  
再生債務者 戎井由美恵

- 1 決定年月日時 令和7年4月11午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年5月30日まで

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(再イ)第102号

大阪市東住吉区今川2丁目13番12号  
再生債務者 竹本 貴則

- 1 決定年月日時 令和7年4月11午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年5月30日まで

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(再イ)第36号

岡山市中区穂東町1丁目4番13号 プレジール原田102号室  
再生債務者 濱崎 香(旧姓赤木)

- 1 決定年月日時 令和7年4月11日前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年5月26日まで

岡山地方裁判所第3民事部

## 令和6年(再イ)第161号

福岡県福岡市中央区春吉1丁目12番36号ハイツ春吉15号

- 再生債務者 梶間 剛
- 1 決定年月日時 令和7年4月11午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年5月23日まで

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和6年(再イ)第278号

福岡市南区警弥郷2丁目2番4-201号 市営警弥郷住宅E(前住所)福岡県春日市泉1丁目57番地

- 再生債務者 古賀 政之
- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年5月23日まで

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和6年(再イ)第344号

福岡県古賀市小竹855番地51

- 再生債務者 古川 勉
- 1 決定年月日時 令和7年4月11午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年5月23日まで

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(再イ)第14号

福岡県宗像市自由ヶ丘南3丁目3番地14

- 再生債務者 伊福 勇志
- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年5月23日まで

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(再イ)第24号

福岡市早良区飯倉3丁目34番27-407号 アムール飯倉

- 再生債務者 菅 嘉昭
- 1 決定年月日時 令和7年4月11午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年5月29日まで

静岡地方裁判所浜松支部再生係

## 令和7年(再イ)第32号

兵庫県姫路市花田町加納原田381番地1 ベルヴィル カノウ7号

- 再生債務者 吉田 司
- 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年5月29日まで

神戸地方裁判所姫路支部

## 令和7年(再イ)第36号

兵庫県加古郡播磨町西野添5丁目12番10号 ハイツセーヌ202号

- 再生債務者 米地 平
- 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月26日から令和7年6月16日まで

神戸地方裁判所姫路支部

## 令和6年(再イ)第45号

徳島県板野郡松茂町 笹木野字八山開拓139番地13

- 再生債務者 吹田 光男
- 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月26日から令和7年6月2日まで

徳島地方裁判所民事部

札幌地方裁判所室蘭支部再生係

## 令和7年(再イ)第7号

新潟市西区寺尾西1丁目3番12号

- 再生債務者 平松 正樹
- 1 決定年月日時 令和7年4月14午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月26日から令和7年6月16日まで

新潟地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第9号 高知市一宮中町2丁目11番16号 再生債務者 有澤 勇耶 1 決定年月日時 令和7年4月14日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月19日から令和7年6月2日まで 高知地方裁判所民事部個人再生係 令和7年（再イ）第28号 静岡県藤枝市岡部町桂島731番地の8 再生債務者 藤崎 和明 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年6月2日まで 静岡地方裁判所民事第2部 令和7年（再イ）第10号 福井県鯖江市西大井町第42号4番地21 再生債務者 正木 宏秋 1 決定年月日時 令和7年4月14日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月26日から令和7年6月3日まで 福井地方裁判所 令和7年（再イ）第18号 堺市東区日置荘田中町189番地25 再生債務者 田島 英孝 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月6日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係 小規模個人再生による書面決議に付する決定 令和6年（再イ）第217号 千葉県船橋市印内3丁目32番34-203号 再生債務者 森崎 裕貴	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月3日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月28日まで 令和7年4月11日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和6年（再イ）第79号 埼玉県戸田市大字新曾1090番地（アンフォーラT D301号室） 再生債務者 村山 嘉朗 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月14日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月1日まで 令和7年4月10日 さいたま地方裁判所第3民事部 令和6年（再イ）第229号 埼玉県川口市大字木曽呂520番地の9 再生債務者 為ヶ谷 育 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月24日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月1日まで 令和7年4月10日 さいたま地方裁判所第3民事部 令和7年（再イ）第3号 栃木県宇都宮市宝木町2丁目1111番地99 再生債務者 坂本 瞳 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月27日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月2日まで 令和7年4月10日 宇都宮地方裁判所第1民事部 令和6年（再イ）第168号 大阪府門真市千石東町1-22門真エスチュアリーハウス501（住民票上の住所 岡山市中区東山四丁目1番2-9号） 再生債務者 梶原 聰 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月2日まで 令和7年4月11日 さいたま地方裁判所第3民事部
---	---

**令和7年(再イ)第4号**  
福岡県日光市今市1266番地15  
再生債務者 石塚 紗綾  
1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日  
付け再生計画案  
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
19日まで  
令和7年4月14日  
宇都宮地方裁判所第1民事部  
**令和6年(再イ)第289号**  
福岡市南区老司3丁目5番28-607号 グ  
リーンマンションやよい坂Ⅱ  
再生債務者 齊藤登美子  
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4  
月28日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月  
28日まで  
令和7年4月7日  
福岡地方裁判所第4民事部  
**令和6年(再イ)第329号**  
福岡市南区和田3丁目17番11号  
再生債務者 安永 停哉  
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月14日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4  
月28日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月  
28日まで  
令和7年4月7日  
福岡地方裁判所第4民事部  
**令和6年(再イ)第251号**  
福岡県福岡市東区香椎駅東1丁目33番1-  
203号 椎ノ木アパートメント  
再生債務者 池本 和久  
1 決議に付する再生計画案 令和7年2月10日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4  
月30日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月  
30日まで  
令和7年4月9日  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和6年(再イ)第269号**  
福岡県大野城市川久保2丁目17番33-305号  
再生債務者 早戸 亮祐  
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4  
月30日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月  
30日まで  
令和7年4月8日  
福岡地方裁判所第4民事部  
**令和6年(再イ)第295号**  
福岡市西区石丸2丁目31番29-105号 ウィ  
ステリア  
再生債務者 平野 亮介  
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4  
月30日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月  
30日まで  
令和7年4月9日  
福岡地方裁判所第4民事部  
**令和6年(再イ)第302号**  
福岡市東区箱崎5丁目11番7-702号 のむ  
ら貝塚ガーデンシティ七番館  
再生債務者 桃坂 大輔  
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月24日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4  
月30日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月  
30日まで  
令和7年4月8日  
福岡地方裁判所第4民事部  
**令和6年(再イ)第311号**  
福岡市東区唐原2丁目7番17-402号 モリ  
ワハイツ  
再生債務者 赤星 慶之  
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4  
月30日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月  
30日まで  
令和7年4月8日  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和6年(再イ)第356号**  
福岡市中央区白金1丁目3番16-204号 ル  
キシア薬院  
再生債務者 金藏 照親  
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5  
月1日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
1日まで  
令和7年4月10日  
福岡地方裁判所第4民事部  
**令和7年(再イ)第6号**  
兵庫県姫路市飾磨区細江2668番地  
再生債務者 土井 浩二  
1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5  
月7日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
12日まで  
令和7年4月14日 神戸地方裁判所姫路支部  
**令和7年(再イ)第5号**  
岡山市北区御津字甘812番地  
再生債務者 板倉 菜生  
1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5  
月7日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
7日まで  
令和7年4月11日  
岡山地方裁判所第3民事部  
**令和6年(再イ)第52号**  
徳島県鳴門市撫養町北浜字宮の西142番地  
再生債務者 後藤真理子  
1 決議に付する再生計画案 令和7年4月10日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5  
月7日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
12日まで  
令和7年4月14日 徳島地方裁判所民事部

**令和6年(再イ)第42号**  
長崎県西彼杵郡時津町野田郷34番地5 ボレ  
スター時津式番館1203号  
再生債務者 太田 雄一  
1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5  
月9日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
9日まで  
令和7年4月14日  
長崎地方裁判所民事部個人再生係  
**令和6年(再イ)第41号**  
宮崎県東諸県郡綾町大字入野4028番地10  
再生債務者 生島 悠也  
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5  
月12日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
12日まで  
令和7年4月14日  
宮崎地方裁判所民事部個人再生係  
**給与所得者等再生による再生手続開始**  
**令和7年(再口)第2号**  
神戸市垂水区多聞台3丁目5番10号  
再生債務者 近本 和哉  
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時  
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生  
による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令  
和7年5月29日まで  
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係  
**令和6年(再口)第14号**  
福岡県宗像市泉ヶ丘2丁目36番地1  
再生債務者 里見 和也  
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後2時  
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生  
による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令  
和7年5月22日まで  
福岡地方裁判所第4民事部

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和6年(再口)第13号

福岡市早良区飯倉5丁目18番20-404号 第2梅塙ビル

再生債務者 松成 大介

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年2月20日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年4月30日まで  
令和7年4月8日

福岡地方裁判所第4民事部

### 所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年(チ)第2号

名古屋市中川区福住町2番26号

申立人 リンナイ株式会社

代表者 代表取締役 内藤 弘康

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 愛知県丹羽郡大口村大字秋田25番戸

所在等不明共有者 安藤 準蔵

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 愛知県丹羽郡大口村大字秋田17番戸

所在等不明共有者 安藤伊左工門

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 愛知県丹羽郡大口村大字秋田12番戸

所在等不明共有者 安藤 伊八

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 愛知県丹羽郡大口村大字秋田30番戸

所在等不明共有者 安藤源右工門

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 愛知県丹羽郡大口村大字秋田35番戸

所在等不明共有者 鈴木甚九郎

届出期間満了日 令和7年8月15日

令和7年4月9日

名古屋地方裁判所一宮支部

### (別紙) 物件目録

所在 丹羽郡大口町替地三丁目

地番 6番

地目 宅地

地積 26.99平方メートル

共有者 安藤準蔵持分 8分の1

共有者 安藤伊左工門持分 8分の1

共有者 安藤伊八持分 8分の1

共有者 安藤源右工門持分 8分の1

共有者 鈴木甚九郎持分 8分の1

### 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和6年(チ)第25号

福岡市博多区比恵町7番29号

申立人 上比恵農事組合

住所・居所 不明

共有者 比恵村總代安武茂輔

住所・居所 不明

共有者 比恵村總代大島久助

届出期間満了日 令和7年6月6日

令和7年4月8日

福岡地方裁判所第4民事部

### (別紙) 物件目録

所在 福岡市博多区博多駅東三丁目

地番 143

地目 雜種地

地積 56平方メートル

比恵村總代安武茂輔持分 2分の1

比恵村總代大島久助持分 2分の1

### 令和6年(チ)第6号

沖縄県中頭郡読谷村字高志保1040番地

申立人 株式会社沖縄うみの園

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所)(記載なし)

所有者 不明 (管理者 中頭郡読谷村)

届出期間満了日 令和7年5月20日

令和7年4月4日 那覇地方裁判所沖縄支部  
(別紙) 物件目録

1 所在 中頭郡読谷村字儀間二重兼久原

地番 531番

地目 墓地

地積 121平方メートル

2 所在 中頭郡読谷村字儀間二重兼久原

地番 578番

地目 墓地

地積 224平方メートル

3 所在 中頭郡読谷村字儀間二重兼久原

地番 573番

地目 墓地

地積 52平方メートル

4 所在 中頭郡読谷村字儀間二重兼久原

地番 576番

地目 墓地

地積 64平方メートル

### 所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第22号

大阪市西区江戸堀1丁目21番5号OPBL

D.3階

申立人 株式会社ワン・プレイス

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 大阪市生野区猪飼野中2丁目37番地

所有者 宋 鐘呂

届出期間満了日 令和7年5月28日

令和7年4月8日 大阪地方裁判所

### (別紙) 物件目録

所在 大阪市生野区鶴橋1丁目141番地7

家屋番号 79番

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 19.83平方メートル

2階 15.20平方メートル

### 国土交通省共済組合定款の一部変更について

国土交通省共済組合定款(平成12年12月27日制定)の一部を次のように変更する。

令和7年3月31日

国土交通省共済組合代表者

国土交通大臣 中野 洋昌

第16条中「第10号の3」を「第10号の5」に改める。

第29条第1項の表中  $\frac{46.00}{1,000}$  を  $\frac{49.80}{1,000}$  に、 $\frac{8.63}{1,000}$  を  $\frac{9.15}{1,000}$  に、 $\frac{44.07}{1,000}$  を  $\frac{48.04}{1,000}$  に、 $\frac{47.93}{1,000}$  を  $\frac{51.56}{1,000}$  に、 $\frac{92.00}{1,000}$  を  $\frac{99.60}{1,000}$  に、 $\frac{17.26}{1,000}$  を  $\frac{18.30}{1,000}$  に改め、同条第2項の表中  $\frac{46.00}{1,000}$  を  $\frac{49.80}{1,000}$  に、 $\frac{8.63}{1,000}$  を  $\frac{9.15}{1,000}$  に、 $\frac{47.93}{1,000}$  を  $\frac{51.56}{1,000}$  に改め、同条第3項中  $\frac{46.00}{1,000}$  を  $\frac{49.80}{1,000}$  に、 $\frac{44.07}{1,000}$  を  $\frac{48.04}{1,000}$  に、 $\frac{47.93}{1,000}$  を  $\frac{51.56}{1,000}$  に、 $\frac{1.03}{1,000}$  を  $\frac{1.12}{1,000}$  に改める。

### 附 則

1 この変更は、令和7年4月1日から施行する。

2 変更後の第29条第1項から第3項までの規定は、令和7年4月以降の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

## 会社その他の公告

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年四月二十一日に終了しております。乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公司分割の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公司分割の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十二日 広島市中区立町二番二七号

株式会社三晃社西日本 代表取締役 川村 晃司

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十二日 東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド総合事務所内 代表社員 (甲) ソーラートムソン合同会社 ディングス一般社団法人 職務執行者 池田 卓也

オータニガーデンコート一九階フィンポート税理士法人内 代表社員 (乙) ソーラーソレル合同会社 代表社員 ソーラーソレルホールディングス一般社団法人 職務執行者 松本 光博

東京都千代田区紀尾井町四番一号ニューイズ落合三〇六 合同会社NACER 代表社員 福島 美江

大阪府吹田市広芝町一〇番八号 代表取締役 片渕 大志

愛知県名古屋市中川区尾頭橋四丁目四番一号 代表取締役 横田 康則

中部NOOK販売株式会社 代表取締役 藤本 誠

関西NOOK販売株式会社 代表取締役 楠田 康則

東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号 代表取締役 北垣 次郎

(甲) 株式会社ハンズ 代表取締役 桜井 悟

(乙) ハンズラボ株式会社 代表取締役 北垣 次郎

(甲) 揭載紙 日刊工業新聞

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞

## 会社その他の公告

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年四月二十一日に終了しております。乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公司分割の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公司分割の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十二日 広島市中区立町二番二七号

株式会社三晃社西日本 代表取締役 川村 晃司

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十二日 東京都新宿区上落合二一二二一一二ウインズ落合三〇六 合同会社NACER 代表社員 福島 美江

大阪府吹田市広芝町一〇番八号 代表取締役 片渕 大志

愛知県名古屋市中川区尾頭橋四丁目六番一号 代表取締役 楠田 康則

中部NOOK販売株式会社 代表取締役 藤本 誠

関西NOOK販売株式会社 代表取締役 片渕 大志

東京都新宿区西新宿一丁目六番一号 代表取締役 楠田 康則

(甲) 関東NOOK販売株式会社 代表取締役 片渕 大志

(乙) ソーラーソレル合同会社 代表社員 ソーラーソレルホールディングス一般社団法人 職務執行者 松本 光博

(甲) 揭載紙 官報

(乙) 揭載紙 官報

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社ダイバーゼ・システムとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月22日

石川県金沢市粟崎町五丁目三五番地五

合同会社ダイバーズ・システム  
代表社員 東海林次夫

組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月五日であり組織変更後の商号は株式会社エムズ・インターナショナルとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月22日

大阪市生野区小路東二丁目三番二三号  
ピューパレール小路二〇二号  
合同会社エムズ・インターナショナル  
代表社員 新川 真紀

組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。効力発生日は令和七年六月五日であり組織変更後の商号は株式会社エムズ・インターナショナルとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月22日

大阪市生野区小路東二丁目三番二三号  
ピューパレール小路二〇二号  
合同会社エムズ・インターナショナル  
代表社員 新川 真紀

**資本金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を一千八百万円減少し二百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月22日

http://fplanning.com/kesson/  
令和7年4月22日

**資本金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を一千九百五十五万九千七百十九円減少し、減少額全額を資本準備金とするることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月22日

札幌市中央区南一条西五丁目一七番一号  
士田企画株式会社  
代表取締役 士田 满穂

**資本金の額の減少公告**  
当社は、令和七年三月二十七日付株主総会において、同日付株主総会において決議された募集株式発行による増資の効力が発生することを条件として、増資後の資本金の額を十七億一千七百万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月22日

東京都豊島区南池袋一丁目一六番二〇号  
ニトエル株式会社  
代表取締役 辻 純太

**資本金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を五千円、資本準備金の額を五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月22日

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号  
株式会社リクルートM U F G ビジネス  
代表取締役 夏目 英治

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月22日

東京都港区虎ノ門五丁目一一番一号オランダビルズ森タワーR O P九〇三号  
A V A 1 H D 株式会社  
代表取締役 白井 恵介

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月22日

大阪市淀川区木川東四丁目八番四号  
太陽工業株式会社  
代表取締役 能村 祐巳

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月22日

東京都港区虎ノ門五丁目一一番一号オランダビルズ森タワーR O P九〇三号  
A V A 1 H D 株式会社  
代表取締役 白井 恵介

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月22日

大阪府豊中市桜の町一丁目五番二三号  
有限会社アルチザン  
代表取締役 細田 勝

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月22日

兵庫県丹波市水上町常楽七二五番地一  
サグリ株式会社  
代表取締役 坪井 俊輔

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月22日

兵庫県丹波市水上町常楽七二五番地一  
サグリ株式会社  
代表取締役 坪井 俊輔

**組織変更公告**  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月22日

福岡市博多区諸岡二丁目一二番二五号コン  
ファートレジデンス二〇二号室

代表社員 豊田 晓彦

**組織変更公告**  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月22日

大阪府豊中市桜の町一丁目五番二三号  
有限会社アルチザン  
代表取締役 細田 勝

代表社員 豊田 晓彦

**組織変更公告**  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月22日

大阪府豊中市桜の町一丁目五番二三号  
有限会社アルチザン  
代表取締役 細田 勝

代表社員 豊田 晓彦

**資本金及び準備金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を一千八百万円減少し二百萬円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月22日

大阪府豊中市桜の町一丁目五番二三号  
有限会社アルチザン  
代表取締役 細田 勝

代表社員 豊田 晓彦

**資本金及び準備金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を一千九百五十五万九千七百十九円減少し、減少額全額を資本準備金とするることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月22日

大阪府豊中市桜の町一丁目五番二三号  
有限会社アルチザン  
代表取締役 細田 勝

代表社員 豊田 晓彦

**資本金及び準備金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を二億一千五百万円、資本準備金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月22日

大阪府豊中市桜の町一丁目五番二三号  
有限会社アルチザン  
代表取締役 細田 勝

代表社員 豊田 晓彦

**資本金及び準備金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を一千九百五十五万九千七百十九円減少し、減少額全額を資本準備金とするることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月22日

大阪府豊中市桜の町一丁目五番二三号  
有限会社アルチザン  
代表取締役 細田 勝

代表社員 豊田 晓彦

**資本金及び準備金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を二億一千五百万円、資本準備金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月22日

大阪府豊中市桜の町一丁目五番二三号  
有限会社アルチザン  
代表取締役 細田 勝

代表社員 豊田 晓彦

**資本金及び準備金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を二億一千五百四万九千七百十九円減少し、減少額全額を資本準備金とするることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月22日

大阪府豊中市桜の町一丁目五番二三号  
有限会社アルチザン  
代表取締役 細田 勝

代表社員 豊田 晓彦

**資本金及び準備金の額の減少公告**  
 当社は、資本金の額を十億七百八十三万五千六百一円減少、資本準備金の額を十七億百十萬六千三百九十五円減少し、それぞれ五千万円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、株主総会の決議は、令和七年三月二十八日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済令和七年四月二十二日

兵庫県神戸市中央区三宮町一丁目八番一号さんプラザ三階三四号室

monoAI technology株式会社 代表取締役社長 山下 真輝

**基準日設定につき通知公告**  
 当社は、令和七年五月三十一日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年四月二十二日

埼玉県さいたま市浦和区仲町四丁目一五番一二号 代表取締役 宮川 透

**定款変更につき通知公告**  
 当社は、令和七年五月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年四月二十二日

兵庫県丹波篠山市黒岡三二六番地一〇 機能訓練株式会社 代表取締役 西 英紀

**限定期承認公告**  
 本籍茨城県筑西市宮後九九三番地、最後の住所茨城県筑西市宮後二二五八番地二被相続人亡 小島 勝利

右被相続人は令和六年九月二日死亡し、その相続人は令和七年四月十一日水戸家庭裁判所下妻支部にて限定期承認をしたから、一切の相続債権及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年四月二十二日

茨城県水戸市南町二丁目四番四六号ゴールデンゲート水戸九〇三岡田総合法律事務所 限定承認者 小島千代子 代理人弁護士 岡田 真輝

**限定期承認公告**  
 本籍神奈川県川崎市川崎区大師駅前一丁目四二番地、最後の住所東京都品川区東品川三丁目一番八号 東海ホール被相続人亡 半田美代子

右被相続人は令和七年一月十六日死亡し、その相続人は令和七年四月八日東京家庭裁判所にて限定期承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年四月二十二日

東京都品川区南品川二丁目八番一八一〇九号 相続財産清算人 半田早都治

**限定期承認公告**  
 本籍和歌山县有田郡湯浅町大字栖原一〇九番地八、最後の住所和歌山县有田郡有田川町大字徳田一九二番地 いこいの村徳田被相続人亡 寺西 義次

右被相続人は令和七年一月一日死亡し、その相続人は令和七年四月十一日仙台家庭裁判所にて限定期承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

**優先資本金の額の減少公告**  
 当社は、優先資本金の額を八億五千万円減少し、令和七年五月二十三日までに終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和六年五月十三日付官報の号外第一一三号六十七頁に掲載されています。

令和七年四月二十二日

東京都千代田区飯田橋四丁目七番一号 結和税理士法人内 取締役 中津 正憲

**優先資本金の額の減少公告**  
 当社は、優先資本金の額を千九百八十六万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0101/index.html

**優先資本金の額の減少公告**  
 当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金六千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0100/index.html